

控

1

平成27年(ワ)第9715号

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井 康雄



被告準備書面(8)
原告の訴状を退ける

平成28年8月14日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議2係 御 中

被告 吉井 康雄



原告の主張する名誉権侵害や業務遂行権侵害といった項目ごとに双方の主張や反論などを次のように整理する。

原告の訴状および準備書面は㉔で、被告の準備書面は㉕で表記し、それぞれの主張や反論、理由の先頭には順に㉖～㉚の記号を付与する。

原告の主張する権利侵害および損害賠償請求に対し、被告の準備書面(5)、(6)、(7)と被告の代理人を引き受けていただいた関川弁護士的主張や反論をもとに、原告の訴訟が取り下げられるべきと主張する。

なお、被告の元代理人、関川弁護士には、「原告の糠に釘の主張を退けるために、自らの言葉と論理で証拠をもとに明確に主張・反論したい」という気持ちを伝え、殆ど最終局面にも係らず、快く了解いただいた。ここに謝意を表しておきたい。

1. 原告および被告双方の主張、反論を総括する

(1) 原告の名誉権を侵害する不法行為

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㉔ 訴状(平成27年9月29日)>

㉖ 被告の本件ブログ公開は、原告の名誉権を侵害する不法行為

- ⓑ 前件訴訟は「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」を認定していない。
- ⓒ 被告の摘示事実は根拠に基づかない反真実の記事であり違法性阻却事由がない。
- ⓓ カリキュラム委員会が組織されている原告大学では起こりえない(理事長陳述書)。

＜ⓓ 被告準備書面（1）（平成27年12月28日）＞

- ⓐ 前件訴訟控訴審判決は、「故意による共同不法行為」を認定しており、「パワハラ」「アカハラ」を認めたものと同視できる。
- ⓑ 被告は原告学内でアカハラ、パワハラが行われている実情を踏まえ、そのような問題を起こさない理想の大学へと変容して欲しいとの一心で本件ブログを立ち上げたのである。
- ⓒ 原告による嫌がらせの最たるものは、前件訴訟控訴審判決で認定された特任教員任用審査を受ける利益の侵害であった。
- ⓓ この問題以前にも、歴代の学部執行部から嫌がらせを受けていたことは真実である。
- ⓔ 被告が原告に対して名誉権侵害を理由として不法行為責任を負うことはない。
 - ⓔ・① 記載内容は真実のため、社会的評価が低下したとしても名誉毀損とはならない
 - ⓔ・② 「名誉毀損」に該当する事実について被害者側が主張・立証責任を負うから、原告は具体的に主張・立証すべきである(『不法行為法Ⅰ(第2版)』潮見佳男著 p175)。
 - ⓔ・③ 大学という高等教育機関の人事・運営の適否に関する事実を公開することは公共の利害に適合する事実であり、それが大学の不適正な人事・運営を糾弾して改善を促すという公益目的に拠るため、被告の行為は名誉棄損の免責要件を充たしており、違法性は阻却される。
 - ⓔ・④ 本件ブログの記載内容の一部が本件訴訟において真実と認められなかったとしても、その事実を真実と信じるについて相当の理由があったことは明らかであるから、被告には故意も過失もなく、不法行為は成立しない。

＜ⓔ 原告第3準備書面（平成28年2月25日）＞

- ⓔ 平成22年から被告の特任教員任用拒否が準備されていた、との事実を否認する。
- ⓕ 訴外北村、井形、池島の共謀を否認する。
- ⓖ 歴代執行部からの嫌がらせとの事実を否認する。前件訴訟でも認定されていない。
- ⓗ 本件ブログ「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」は反真実であり、違

法性阻却事由はない。

- ① 真実性も、真実と信じるに付き相当の理由も否認する。
- ② 公益目的も否認する。

(イ) 強く否認する根拠

㉔・㉕と㉖の「2003年頃から2012年までの組織的パワハラは認定されていない、なかった」、および㉗、㉘、㉙、㉚、㉛は、次の理由により、否定される。

前件訴訟大阪高裁は「井形および池島の故意による共同不法行為」と判決していること、被告準備書面(5)と(6)では、民法第709条の定める不法行為の要件と民法第719条1項に依拠して、井形執行部および北村・二宮元執行部による共同不法行為が原告大学経営学部内で生起していたことを、事実をもとに立証している。

㉔-㉕の理事長陳述は、経営者としての3現主義(現場、現物、現実)の精神を欠く失言であり、被告準備書面(5)の「(ウ)教授会メンバーのカリキュラムへのパワハラ、アカハラ」(9~11頁)、被告準備書面(6)「第2章 井形執行部および北村・二宮元執行部の組織的な不正行為、パワハラ行為」(3~20頁)より、この主張を被告は否認する。

「㉔・㉕平成22年から被告の特任教員任用拒否が準備されていた、との事実を否認する」は、被告準備書面(6)「井形執行部および北村・二宮元執行部が遂行した「組織的な不正行為、パワハラ」の実行戦略フローチャート」(5頁)により否定される。このフローチャートは、井形執行部および北村元執行部のもとで生起した事実を、「何故、その理由は、その結果は」と原因と結果で問いかけ、「それは何のため、そのためにどうする」と目的と手段の関係で並べると、井形、池島、北村らが如何に用意周到に計画した組織的な不法行為であったかが理解される、それを示す図である。この図から読み取れることを1つ示すと、例えば、

- ① 井形執行部は、何故、特任任用規程(新規程)に従わないで、新規程にないカリキュラム委員会を被告に適用する特任任用規程に取り込んだのか(乙100)
- ② 井形執行部は、カリキュラム委員会は教授会への提案機能しかないのに、何故、「被告の担当科目はカリキュラム委員会の承認が必要」としたのか
- ③ 井形執行部は、何故、カリキュラム委員会に「担当科目のない被告の特任教員は認められない、これがカリキュラム委員会の総意」(乙2)という、カリキュラム委員会の機能を逸脱する発言をさせたのか

- ④ 井形執行部は、何故、被告が作成した「3ヶ年講義計画」は無視し、「書類の不備」を捏造し、「3ヶ年の講義計画は学部長が作成する」と一方的に決め、2012年11月16日教授会で「学部長が作成する書類が整わなかった」と教授会で報告（乙3）し、特任教員推薦委員会に被告の申請書類を提出しないという、多分、原告大学で初めての「特任拒否」（乙96）という暴挙にでたのかそれらの理由、因果関係を示すこの図から、㉔・㉕を被告は強く否認する。

(ウ) 小括

以上、原告の主張、反論は、被告の準備した書面および証拠をもって、全て否認した。したがって、「原告の名誉権を侵害する不法行為」は、その根拠を失するため、原告の主張は却下されるべきと被告は主張する。

(2) 原告の業務遂行権を侵害する不法行為

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㉔ 訴状（平成27年9月29日）>

- ㉔ 被告の本件ブログ公開による、法人に対する攻撃行為が、①権利行使としての相当性を超え、②従業者に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③業務に対する支障の程度が著しい場合には、かかる業務遂行権侵害は不法行為をも構成する。
- ㉕ 本件ブログは、大学および執行部メンバーの信用をおとしめる意図が容易に見取れることから、権利行使としての相当性を超えている。
- ㉖ 在籍中の教職員、学生、同窓生、学生の父兄、学校関係者に対して過度の困惑と不快の念を抱かせている。
- ㉗ 受験者の減少、不安・困惑解消のための学内・外対応等、業務への支障が著しい。
- ㉘ 被告は、ブログにおいて、「外圧でしか「本来の大学のあるべき姿」が実現しない」と公益目的を主張するが、前件訴訟では認定されておらず、反事実であり、本件ブログによる業務遂行権侵害に違法性阻却事由はない。
- ㉙ 訴訟記録の公開という理由のみでは、業務遂行権侵害は正当化できない。

<㉚ 被告準備書面（1）（平成27年12月28日）>

- ㉚ 被告による本件ブログを公開する行為は、大学という高等教育機関の不適正な人事・運営を糾弾し、改善を促すという公益をはかる目的のもと、裁判手続の全貌を公開し、当該裁判に対する被告の評釈を加えたに過ぎないのであるから、表現の自

由の正当な行使であり、何ら違法ではない上、原告の業務遂行権侵害も認められないことから、被告には業務遂行権侵害を理由とする不法行為は成立しない。

- ㉔ 原告が依拠する東京高裁平成 20 年 7 月 1 日決定は、本件とは事案が大きく異なるため、決定が示した要件をそのまま本件に当てはめることは妥当でない。
- ㉕ 井形、池島の不法行為が公になったことで原告従業者に困惑・不快が生じたとしても、不可避免的に生じる困惑・不快であり、受忍限度の範囲内というべきである。
- ㉖ 原告の学生、同窓生、学生の父兄、学校関係者は、原告の業務遂行者ではないため、仮に困惑・不快の念を抱いたとしても、そのことと業務遂行権侵害とは無関係である。
- ㉗ 原告の受験者の減少等、業務への支障が著しいとの主張は、原告の理事長発言「受験生は微増」、「吉井ブログとの因果関係は不明」より、業務への支障が著しいとはいえない。
- ㉘ 訴訟は公開の法廷で行われ、訴訟記録の閲覧が制度上認められていることから、かかる訴訟記録の公開は違法ではない。

<㉙ 原告第 3 準備書面（平成 28 年 2 月 25 日）>

- ㉙ 「組織的なパワハラ、アカハラ」なる事実は存在せず、受忍限度ではない。
- ㉚ 本件で原告のプライバシー権を主張しているのではない（法人は認められていない）。

(イ) 強く否認する根拠

㉙ - ㉚ の、「大学および執行部メンバーの信用をおとしめる意図が容易に見て取れる」という主張は本末転倒である。

前述の（1）において、民法第 709 条の定める不法行為の要件と民法第 719 条 1 項に依拠して、井形執行部および北村・二宮元執行部による共同不法行為を、事実をもとに立証しているため、この ㉙ - ㉚ の主張は意味をなさない。

㉙ - ㉚ の「… 学生、同窓生、学生の父兄、学校関係者に対して過度の困惑と不快の念を抱かせている」という主張の主語は、被告ではなく原告大学である。

その根拠の 1 つは、被告が 2012 年 12 月にアンケート調査した被告の受講生 87 名の評価である。次の表に示すように井形執行部ら 7 名による経営学部のリーダーシップは限りなくお粗末という評価であり、受講生が示す代替案、問題点（乙 105）をみる限り、「過度の困惑と不快の念を抱かせている」のは原告大学そのものであるということを示している。

◆機能評価のスコア

単位: %

		OUTPUT (成果)	成果が不十分 行動が悪い とする 学生のウェイト	成果が十分 行動が良い とする 学生のウェイト
		INPUT (行動)		
学部の競争力を 強化する	OUTPUT	学部の競争力強化が保証されているか	62.5	6.3
	INPUT	リーダーシップを発揮しているか	64.6	10.4
配当科目を 決定する	OUTPUT	学生・教員の立場で科目の配当が保証されているか	83.3	2.1
	INPUT	学生・教員の立場で意思決定を行っているか	68.8	4.2
配当科目を 履修させる	OUTPUT	学生の立場で科目の履修が保証されているか	75.0	2.1
	INPUT	学生への配慮を行っているか	70.8	8.3

なお、学内の教職員は、第2の被告、草薙（懲戒処分を受け、大阪地裁で裁判中）、山田（懲戒処分の代わりに特任教員を申請しないという原告大学の条件のもとで2016年3月に退職）のような処遇を避けるために「寄らば大樹の陰」と日和見を決め込んでいるに過ぎないということを、被告は主張する。したがって、原告大学は自らの主張が正当か否かを学生や同窓生などにアンケート調査し、その結果を情報公開して、今回の訴訟の根拠とすべきである。

この被告の主張に加えて、㊸ - ㊺、㊻ より、㊼ - ㊽ は否認される。

㊼ - ㊽ は、㊼ - ㊽ における被告の主張、㊸ - ㊺ より、否認される。

㊼ - ㊽ 「外圧でしか「本来の大学のあるべき姿」が実現しない」と公益目的を主張するが、…、反真実であり、… 業務遂行権侵害に違法性阻却事由はない」は、「原告の名誉権を侵害する不法行為」を被告が否認した「(1) ② 強く否認する根拠」(3~4頁)より、この原告の主張も否認される。

なお、被告は、

- ・ 経営学部の組織改革・改善を求めて、教授会メンバー、理事会、重森学長、井阪理事長へと働きかけ、困難な壁の存在を察知していること、
- 被告の特任申請書類を推薦委員会に提出しないという不法行為に直面した時は、
- ・ 人権委員会および教職員組合は機能するかを確認して、組織対個人は荷が重すぎて人権委員会では対処できないと発言、組合も組合では扱わないとの回答を受理したこと、

- ・ 理事会や学内の主だった教職員には、井形の特任辞退要請の音声データおよび反訳書、6つの理由および「つぶやき」(乙110)を送付し、学内の対応を観察したこと、
- ・ そして、教授会では裁判することを伝え、「つぶやき」では下に示すように、ネットによる情報公開を宣言したこと。

この経緯のもとで、1個人ではこの問題解決は対応不可能と判断して、「外圧でしか「本来の大学のあるべき姿」が実現しない」と表現している。原告大学は「警鐘

と受け止めるべき

これに対して、私が担当する情報科目の立場から、反論しておきます。

と被告は主張する。

情報が社会の仕組みを大きく変える起爆剤になっています。

㉔・㉕は、㉖
- ㉕ および「被告
準備書面(7)㉗
裁判の公開と表現
の自由に関して」

それは無数に張り巡らされた目にみえないネットワークのなかを随時にしかも制御不能なほど行きかい、今まで静かであった人々が、自らの意思で行動するようになっています。

(17頁)より、
否認されると被告
は主張する。

それは、既存の体系や論理では、もはやコントロールできるものではなく、情報を統制しようとする国の体制までも変える力をもっていることを理解する必要があります。つまり、社会システムのオープン化が従来のクローズドなシステムの閉鎖性を認めなくなってきたのです。

ですから、学部という閉じた社会で幾ら特定の教員が力を振るおうとされても、既に無駄なことなのです。

私の研究室の扉にかかっているように、公明正大に、透明な仕組みのもとで、お互いが対等であるという意識のもとでの協調体制が求められているのです。人事にまつわる駆け引きも、一昔前であれば可能であったことも、もはやそのようなことは困難となるでしょう。

私たち一人一人が、意思決定に必要な情報を検索する手段をもち、情報を受発信する手段と能力をもっているからです。その手段の行使はもはや誰も制御できないのです。学生も将来の学生もまた同じ手段と能力をもっているのです。

私たちの意思決定の1つ1つが学生諸君、さらには社会にさらされているのです。そこでは、学部の専決事項も教授会決議の不可侵性も過去の遺物となることでしょう。

公明正大さ、公正な論理、正しいとみなされる行動規範というフィルターが唯一のフィルターとなるのです。

以上が私のつぶやきです。

㉔・㉕は、前

述の「(1)㉔ 強く否認する根拠」(3~4頁)より、否認される。

(ウ) 小括

以上、原告の主張、反論は、被告の準備した書面および証拠でもって、全て否認した。したがって、「原告の業務遂行権を侵害する不法行為」はその根拠を失することになり、原告の主張は却下されるべきである。

(3) 労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㉔ 訴状(平成27年9月29日)>

- ㉔ 本件被告は、非公開とされている議事内容、会話内容や、秘密録音した役職者との会話を本件ブログで公開しており、上記信義則上の義務違反として、不法行為を構成する。

- ⑥ 業務上の機密を漏洩してはならないとの義務は雇用契約の終了後も信義則上の義務として継続すると考えるべきであり、雇用期間中に知り得た雇用者の機密を合理的理由もなく開示・漏洩することは信義則上の義務違反として不法行為となる。
- ⑦ ⑥ を主張する判例、名古屋地裁昭和 61 年 9 月 29 日判決、知財高裁平成 26 年 8 月 6 日判決、大阪高裁平成 6 年 12 月 26 日等参照。

<㊦ 被告準備書面（1）（平成 27 年 12 月 28 日）>

- ㊦ 被告が労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務に違反したことはなく、かかる守秘義務違反を理由として被告が不法行為責任を負うことはない。
- ㊧ 原告が適示する各裁判例は、いずれも技術の漏洩に関するもので、その漏洩が直ちに雇用者の経済的損失に発展しうるものについて不法行為を認めたものである。
- ㊨ 被告が公開した教授会の議事内容は、被告の特任教員任用手続の適正に関する部分に限定されており、被告が守秘義務を負うものではない。
- ㊩ 井形、山田、草薙との会話内容は、被告の特任教員任用手続に関する私的な会話に過ぎず、これを公開したからといって、原告に対する守秘義務に違反したことにはならない。

<㊧ 原告第 3 準備書面（平成 28 年 2 月 25 日）>

- ㊦ 学部長が許可した者しか教授会議事録の開覧はできず、謄写は許可されていない。
- ㊧ 教授会の録音は、2004 年 5 月 21 日の教授会の取り決めに反する秘密録音である。
- ㊨ 教授会の議事内容の公開は、自由闊達な発言や組織の自由な意思決定が阻害される可能性、教員が応募を躊躇する可能性など、組織にとって不利益が大きい。

<㊨ 被告準備書面（2）（平成 28 年 4 月 13 日）>

- ㊦ 教授会出席者が守秘義務を負うべきかどうかは、議事内容によるというべきである。その上で、被告は、被告個人の特任教員任用申請が不当に妨げられている実情を踏まえ、その議論に関する議事内容を録音し、前件訴訟で証拠として提出したに過ぎないのであり、このような議事内容について被告が守秘義務を負うものではない。
- ㊧ 裁判は公開が原則とされている以上、裁判で提出された証拠そのものを公開したからといって、何ら違法性はない。
- ㊨ 大学への批判も含めて自由闊達な言論が許容される学風こそ、教員からの高い評価が得られるべきものであることから、原告の主張は失当である。
- ㊩ 大学への批判は一切許さず、損害賠償請求をもって批判的言論を封殺しようとする

原告の態度こそが教員の応募を躊躇させることになりうるというべきであろう。

- ① 原告において、被告の表現行為が不法行為に当たると主張するのであれば、被告の表現行為によって過去に生じた不利益を具体的事実として主張すべきであるが、原告はそのような主張をしていない。

<㊦ 原告第4準備書面（平成28年7月11日）>

守秘義務、権利侵害性について争う。

- ㊦ 録音禁止と決めたあとも被告は録音を続けており、会議体の決定にも違反している。
 ㊨ 裁判が公開で、訴訟記録が閲覧可能であるからといって、それがすべからく、インターネットに公開されることまで同意されているとは考えられていない。

(イ) 強く否認する根拠

㊦ - ㊨ の「… 雇用期間中に知り得た雇用者の機密を合理的理由もなく開示・漏洩することは信義則上の義務違反として不法行為となる」という主張は、㊨ - 「㊦ 被告が公開した教授会の議事内容は、被告の特任教員任用手続の適正に関する部分に限定されており、被告が守秘義務を負うものではない」、および ㊨ - ㊦ より否認される。

㊦ - ㊦ の「㊨ を主張する判例、名古屋地裁昭和61年9月29日判決など」は、トレードシークレットに係る判例であり、㊨ - ㊨ より否認される。

㊦ - ㊦ の「学部長が許可した者しか教授会議事録の開覧はできず、謄写は許可されていない」は、虚偽の主張である。学部長の許可は不要であり、学事課の指定する場所で閲覧およびメモすることができる。西口敏子教授が二宮正司をセクハラで人権委員会に訴えた文書（乙27、2頁）にも、閲覧可能と記載されている。

㊦ - ㊦ の「教授会の録音は、2004年5月21日の教授会の取り決めに反する秘密録音」と被告を非難するが、被告準備書面（2）の反論「被告は、被告個人の特任教員任用申請が不当に妨げられている実情を踏まえ、その議論に関する議事内容を録音し、前件訴訟で証拠として提出したに過ぎないのであり、このような議事内容について被告が守秘義務を負うものではない」、これが被告の主張である。なお、原告の理事会は録音による議事録を採用しており、当時、北村学部長は「録音を認めた」ものの、その後、「一人でも反対する者がおれば認めない」という、巧妙な「不許可」を演出した理由、および、「文書で残すな、その場に居たものがわかればよい」と発言する執行部の言い分を、教授会議事録をもとに明らかにすべきである。

㉔・㉕の「…自由闊達な発言や組織の自由な意思決定が阻害…」に対しては、㉖・㉗、㉘、㉙がその反論である。なお、原告の訴訟に望む姿勢に対し、被告は強く「㉘ **大学への批判は一切許さず、損害賠償請求をもって批判的言論を封殺しようとする原告の態度こそが教員の応募を躊躇させることになりうるというべきであろう**」と主張する。

(ウ) 小括

以上、原告の主張する「労働契約終了に伴う信義則上の守秘義務違反による不法行為」は正鵠を射ているとはいえ、原告の主張は却下すべきである。

(4) 被告の加害意思

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㉔ 訴状（平成 27 年 9 月 29 日）>

- ㉔ 本件ブログにおいて被告は、「大学の社会評価の低下や学生諸君の就職活動への影響、私自身への予期しないリスクなどにより、躊躇していました」と記載、不法行為についての故意もある。

<㉖ 被告準備書面（1）（平成 27 年 12 月 28 日）>

- ㉖ 被告が本件ブログを公開した目的は、井形及び池島のような大学教員が一人の教員の特任教員任用申請を故意に妨害するというハラスメント行為を糾弾し、大学組織のあり方を世に問い、原告のみならず全ての大学で「パワハラ」「アカハラ」を撲滅し、学者・学生にとって理想の大学を構築することにあつたのであり、あくまで公益をはかる目的であつたのであるから、被告には加害意思はなかつたし、不法行為についての故意もなかつた。

<㉔ 原告第 3 準備書面（平成 28 年 2 月 25 日）>

- ㉔ 加害意思の不存在を否認する。
 ㉔ 本件ブログには「大学の社会評価の低下や学生諸君の就職活動への影響」を考え公表を躊躇したと記載されている。
 ㉔ 社会的評価の低下については自白されており、当事者間に争いのない事実である。

(イ) 強く否認する根拠

㉔ 訴状（平成 27 年 9 月 29 日）の「…就職活動への影響、私自身への予期しないリスクなどにより、躊躇していました」と記載、不法行為についての故意もある」と原告は主張するが、これは曲解である。**予期しないリスクの1例として、原告大学から送**

られてきた大量の不審メール(2015年4月頃～6月20日にかけて80通を超える)を挙げる(乙89)。被告のパソコンを閲覧する、ファイルをコピーするといったウイルスが埋め込まれていても、被告にはそれを検証する能力も調査する金もない、黙認するしかない不審メールである。

㉔ - ㉕ 「加害意思の不存在を否認する」という原告の主張も、原告の難癖に他ならず、被告の主張、㉖ - ㉗ 「… 井形及び池島のような大学教員が一人の教員の特任教員任用申請を故意に妨害するというハラスメント行為を糾弾し、大学組織のあり方を世に問い、原告のみならず全ての大学で「パワハラ」「アカハラ」を撲滅し、学者・学生にとって理想の大学を構築することにあつた …」は、前裁判においても、被告のホームページにおいても、全く変わることなく、強い信念のもとで一貫していることを強く主張する。

(ウ) 小括

以上、原告の主張する「不法行為についての故意もある本件ブログ公開は、被告の加害意思を表す」は正鵠を射ているとはいえず、原告の主張は却下すべきである。

(5) 名誉権侵害、業務遂行権侵害、信義則上の守秘義務違反による損害

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㉔ 訴状(平成27年9月29日)>

- ㉔ 本件ブログによる名誉権侵害、業務遂行権侵害、信義則上の守秘義務違反により、原告は学内対応、学外対応、弁護士への相談等を余儀なくされ、有形の損害はもちろん、少なくとも無形の損害を被った。
- ㉕ 業務遂行権侵害による無形の損害については、各従業員に対する慰謝料額を基準に算定することになる。名誉権侵害による損害および、守秘義務違反による損害を合わせると、すべて合計で金1500万円を下ることはない。

<㉖ 被告準備書面(1)(平成27年12月28日)>

- ㉖ 本件ブログによって原告に具体的損害が生じた事実はない。
- ㉗ 損害額算定にあたり、原告はまるで全ての従業員が精神的苦痛を受けたかのように主張するが、原告の複数の現役教員が被告の主張を支持し、特任教員任用手続における井形及び池島の不当性を認めていた事実を無視するものであり、明らかに不当である。

<㉘ 原告第3準備書面(平成28年2月25日)>

- ㉘ 損害の評価を争う。本件で主張する損害は無形損害である。

④ 最判平成 22 年 3 月 15 日は、インターネットの投稿による被害の深刻さを判示している。

⑤ 本件でも従業員は業務遂行権侵害に基づく無形損害の基礎となる。

⑥ 被告の守秘義務違反による営業権侵害は、教授会での議論を萎縮させる効果をもたらすことから、正常な議事進行による意思決定という営業上の利益を侵害されており、無形損害が生じる。

<④被告準備書面（2）（平成 28 年 4 月 13 日）>

③ 本件ブログは専ら判例に対する評釈がなされたものであり、判決は被告の主張を排斥した箇所も含めた全文を公開しているのであるから、原告に無形損害など生じていない。

④ 被告と同様に原告大学の運営に問題があるとの認識を有する教職員も多くいるし、学生も同様であると思われる。

⑤ 大学のように自由闊達な議論がなされるべき学術機関では、大学を批判する表現行為がなされたからといって多くの教員・学生は何とも思っておらず、無形損害は生じない。

⑥ 原告は、大学の教員や学生は権威権力に従順であり、絶対服従が当然との前提に立っているようであるが、そのような前提は大いに間違っている。

⑦ 原告は、守秘義務違反による営業権侵害を主張するが、既に被告が原告を退職した後において、過去の議事内容を公開したからといって、現在及び将来の教授会での議論が萎縮するはずがないし、正常な議事進行による意思決定がなされないこともあり得ない。

<③原告第 4 準備書面（平成 28 年 7 月 11 日）>

⑧ 争う。すでに主張のとおりである。

(イ) 強く否認する根拠

③・④ 「…少なくとも無形の損害を被った」、⑤ 「…名誉権侵害、守秘義務違反による損害、すべて合計で金 1500 万円を下ることはない」に対し、原告大学理事長陳述書では「受験生微増、経営学部受験生減少、吉井ブログとの因果関係不明」（甲 3-1、7 頁）とあり、被告はこれに対し、④・⑤ 「原告に具体的損害が生じた事実はない」、⑥ 「原告の複数の現役教員が被告の主張を支持し、特任教員任用手続における井形及び池島の不当性を認めていた事実を無視するものであり、明らかに不

当」と反論している。「**経営学部受験生減少**」は、今回、原告大学が特任申請をさせなかった**山田元学長補佐**の「**うちの経営学部大丈夫かなと、ほんとに経営学部としての実態が薄れると、半分、法律の学部となってしまった時には、現在でもビジネス法にやる受験生はグッと下なわけですよ。経営学部は、これを考えないと深刻な問題を引き起こしてしまう**」(乙5、4頁、音声は乙104)発言に心を留めるべきである。

被告は、被告準備書面(5)、(6)、(7)で、**名誉棄損の免責要件を充たすこと、表現の自由のもとでのホームページによる情報公開であること、原告大学の7名の故意による共同不法行為が成立することなどを立証している。したがって、原告の主張する損害賠償も、ホームページ(原告のいうブログ)削除請求権も成立しない**ということ、被告は強く主張する。

(ウ) 小括

以上、原告の主張は却下すべきである。

(6) 人格権侵害、業務遂行権侵害に基づく差止請求権としての本件ブログ削除請求権

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㉔ 訴状(平成27年9月29日)>

- ㉔ 被告は原告の名誉権を侵害しており、原告は被告に対し、各ウェブページにつき、人格権侵害に基づく妨害排除請求権としての削除請求権を有する。
- ㉕ 被告は原告の業務遂行権を侵害しており、原告は被告に対し、各ウェブページにつき、業務遂行権侵害に基づく差止請求権としての削除請求権を有する。

<㉖ 被告準備書面(1)(平成27年12月28日)>

- ㉖ 被告が本件ブログを公開したことについて違法性はなく、不法行為は成立しないのであるから、原告の被告に対する各ウェブページの削除請求権が発生することはない。

<㉗ 原告第3準備書面(平成28年2月25日)>

- ㉗ 違法性がないとの評価を争う。
- ㉘ 人格権に基づく妨害排除請求権としての差止請求権においては、責任阻却事由(故意、過失、真実と信じるに付き相当な理由)は抗弁とならない。
- ㉙ 真実と信じるにつき相当の理由は、責任阻却事由であって、削除請求(人格権侵害に基づく妨害排除請求権としての差止請求権)を否定する根拠とはならない。

(イ) 強く否認する根拠

「(5) 被告は、「本件ブログによる名誉権侵害、業務遂行権侵害、信義則上の守秘義務違反による損害」という主張を強く否認する」の ② を参照のこと。

(ウ) 小括

以上、原告の主張は却下すべきである。

(7) 組織的なパワハラ、アカハラ

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㊦被告準備書面(2)(平成28年4月13日)>

- ㊦ 原告は、「第3準備書面」において、相も変わらず前件訴訟で原告における「組織的なパワハラ、アカハラ」が認められていない旨主張する。
- ㊦ 前件訴訟控訴審判決は、大学という「職場」において、井形が「学部長」として、池島が「カリキュラム委員長」として、それぞれの権力(パワー)を利用して被告の特任教員任用申請を不当に妨げたという「嫌がらせ行為」(=違法な加害行為)に及んだことを認めているから、組織的なパワハラ、アカハラがあったことを認めたものであることは明白である。
- ㊦ 「違法な加害行為」が嫌がらせ行為でないと強弁する原告の主張は著しく常識を欠いたものと言わざるをえない。

<㊧被告準備書面(3)(平成28年6月17日)>

㊧ 真実性の証明の対象事実

原告の名誉権侵害の主張に対する真実性の証明の対象事実は、原告が被告に対して組織的にパワハラしたことを根拠付ける事実であり、具体的には以下の事実である。

- ㊧・① 平成24年から平成25年にかけて、井形、池島が共謀し、被告の特任教員任用申請を故意に妨害した事実
- ㊧・② 平成15年2月から3月にかけて、樋口と北村が海外留学中の被告の2部担当科目を不開講とし、非常勤講師への担当者差し替えをした事実
- ㊧・③ 平成17年5月に二宮が調査会社のサイバーブレインズから被告宛に送られた郵便物を無断で開封し、電話で問い合わせるという行為に出た事実

<㊨原告第4準備書面(平成28年7月11日)>

- ㊨ 真実性立証の対象(違法性の評価根拠事実)が3つの事実であるとの主張は被告による争点整理の結果として援用する。

⑥ パワハラの実態はない

⑥・① 「井形・池島の不法行為」といっても、「控訴人の特任教員への任用申請に必要な書類が、特任教員推薦委員会に提出されたからといって、控訴人が特任教員に任用された高度の蓋然性があったということはできない」との認定から、被告の地位に影響は与えておらずパワハラには該当しない。高裁もパワハラであるとは認定していない。

⑥・② 「樋口・北村」による担当科目不開講は、カリキュラム委員会が作成する素案を教授会で決定しており、樋口・北村によるパワハラではない。被告が主張するパワハラ、アカハラ行為は、カリキュラム委員会が組織されている原告の学内では起こりえない。

⑥・③ 「二宮の郵便物開封」は、通常の学内事務としては、封筒が「大阪経済大学 経営学部」宛であれば、学部長へ回付し閲覧されるルールとなっている。本件でも、「経営学部宛になっていたため、自分のところにきた」とあることから、通常の業務フローどおりの処理であり、封書の内容について差出人に確認をすることはパワハラではない。

⑦ 結論

被告は3つの事実を真実性立証の対象だと主張するが、上記主張のとおり、本件ブログにおける記事の違法性阻却事由とならない。

⑧ 顔写真の掲載

被告は顔写真の掲載は適法だと主張する。しかし、顔写真を本人や撮影者に同意なく転載すれば、肖像権侵害となったり、自動公衆送信権侵害となったり、切り取り方によっては同一性保持権侵害となったりする。自動公衆送信権侵害については、引用の要件を満たすか否かも問題となる。

⑨ 具体的被害の発生

被告は、「いずれも空理空論であって具体性がなく」「どのような不利益が生じたのかが全く不明のまま」と主張するが、名誉毀損罪も業務妨害罪も、刑法では抽象的危険犯であり、具体的な被害の発生は要求されていない。

抽象的にどのような危険が発生するかを主張すれば、それが被害の発生となる。

(イ) 強く否認する根拠

被告本人は、原告大学の糠に釘の訴訟および準備書面に直面し、裁判所に真実の姿

を訴えずに判決をくだされることを危惧し、6月21日および7月20日の裁判に出席（但し、発言は控えることとされているようで、発言はしていない）し、被告の代理人である関川弁護士に無理を言って被告本人で原告大学の訴訟に対峙することとした。

被告は、「組織的な、計画的なパワハラであること」との問題意識も認識も不十分であることから、被告準備書面（5）、（6）、（7）で被告の主張を強く訴求し、名誉棄損の免責要件を充たすこと、表現の自由のもとでのホームページによる情報公開であること、原告大学の7名の故意による共同不法行為が成立することなどを立証している。したがって、原告大学は、7名の故意による共同不法行為を認め、高等教育機関としての目的を達成できるよう、組織改革すべき、と被告は主張する。

（ウ）小括

以上、原告は、「組織的なパワハラ、アカハラ」を認めるべきである。

（8）カリキュラムの決定手続きは、虚偽の主張

（ア）原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㉔ 原告第3準備書面（平成28年2月25日）>

- ㉔ 被告が「組織的嫌がらせ」と主張するカリキュラムの決定手続きについて、再度主張する。
- ㉕ 教授会規定には、カリキュラムは教授会の審議事項であるとの規定がある。規定の委任順位としては、①学則、②教授会規程、③カリキュラム委員会規程の順番となる。
- ㉖ カリキュラムは、学部カリキュラム委員会が作成する素案を、数十名で構成する教授会で決定するものである。カリキュラム委員長と学部長だけでは決められない。
- ㉗ 本件では、数十名で構成される教授会においてカリキュラムが承認されており、被告個人に対する嫌がらせを組織的に行うことは不可能である。

<㉘ 被告準備書面（2）（平成28年4月13日）>

- ㉘ 原告は「本件では、数十名で構成される教授会においてカリキュラムが承認されており（甲第6号証の1,2）、被告個人に対する嫌がらせを組織的に行うことは不可能である」と主張するが、前件訴訟では、井形と池島がありもしない「カリキュラム委員会の総意」を口実に被告の特任教員任用申請手続きを妨げたことが認定されているのであって、原告の上記主張は何ら説得力を有しない。

<㊦ 原告第4準備書面（平成28年7月11日）>

- ㊦ 違法性阻却事由の要件としての前提事実の真実性を争う。
- ㊦ 被告は、前提事実の真実性として、「井形・池島」に対する判決しか主張しておらず、被告のいう2003年から2013年の長期に及ぶ「組織的パワハラ」の全体像・全期間をカバーしていない。

(イ) 強く否認する根拠

原告大学は、経営学部カリキュラム委員会の実態に無関心すぎると言わざるをえない。

被告準備書面（5）の9～11頁、被告準備書面（6）の10～14頁を参照し、**被告の示す証拠を精査し、業務監査をしたうえで、㊦・㊦、㊦を主張すべきかを判断されるべきである。**

(ウ) 小括

以上、原告の主張する「カリキュラムの決定手続き」は、虚偽と被告は主張する。

(9) 前訴での判断の拘束力に関して

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㊦ 原告第3準備書面（平成28年2月25日）>

- ㊦ 前訴では、原告の組織的なパワハラ、アカハラは認定されておらず、被告が本件ブログで主張する、「2003年頃から2012年までの組織的パワハラ」（甲第1号証）なるものは、被告の主張にも拘わらず、認定されていない。
- ㊦ 被告は訴外樋口の件も前訴で主張していたが、判決では採用されていない。
- ㊦ 訴外北村、訴外二宮についても、前訴では何も認定されていない。

<㊦被告準備書面（2）（平成28年4月13日）>

- ㊦ 井形と池島が共同で、いわば組織的にパワハラ、アカハラを行ったことを前件訴訟の控訴審判決が認めたことは前述のとおりである。この点について、本件訴訟が事実上拘束されることは認める。
- ㊦ 訴訟において、裁判所が直接の争点とならなかった事実についてまで判決でいちいち事実認定しないのは当然のことであり、まるで前件訴訟で認定されていない事実はすべて否定されたかのごとく述べる原告の主張は失当というほかない。

<㊦ 原告第4準備書面（平成28年7月11日）>

- ㊦ 違法性阻却事由の要件としての前提事実の真実性を争う。

- ㊦ 被告は、前提事実の真実性として、「井形・池島」に対する判決しか主張しておらず、被告のいう 2003 年から 2013 年の長期に及ぶ「組織的パワハラ」の全体像・全期間をカバーしていない。

(イ) 原告の主張をどのように解釈すべきか

前裁判の「井形および池島の故意による不法行為」は認めるが、原告の組織的なパワハラ、アカハラも、「2003 年頃から 2012 年までの組織的パワハラ」(甲第 1 号証)も、訴外樋口、訴外北村、訴外二宮の件も認定されていない、という原告の主張である。

これは、前裁判の判決をどのように受けとめ、経営改革・組織改革に結びつけるかという原告大学の意識の問題である。前裁判で被告が証拠としたことにより、草薙副学長・理事に対し、年俸 10%減という懲戒処分、定年を迎える山田学長補佐には懲戒処分の代わりに特任申請をさせないこととし、井形自ら教学ルールに反する 1 部科目の 2 部重複開講を指示したと被告に返信メールした教務職員には外部に出向させる、といった処分をしている。

これが原告大学の行動規範であり、被告の行動規範とは 180 度異なる。

(ウ) 小括

以上、原告の主張する論理は許容し難く、却下されるべきである。

(10) 被告のブログ公開の目的は、公共性と公益性に適合する

(ア) 原告の訴状・準備書面と被告の準備書面の主張・反論の経緯

<㊦ 被告準備書面 (1) (平成 27 年 12 月 28 日) >

- ㊦ 被告は、被告が井形及び池島によって特任教員任用規程に基づいて審査を受ける利益を不当に侵害されたことを受け、かかる紛争をめぐる各裁判手続の経過を本件ブログによって公開した。
- ㊧ その目的は、井形及び池島のような大学教員が一人の教員の特任教員任用申請を故意に妨害するというハラスメント行為を「パワハラ」「アカハラ」に該当するものとして糾弾し、大学組織のあり方を世に問い、原告のみならず全ての大学で「パワハラ」「アカハラ」を撲滅し、学者・学生にとって理想の大学を構築することであった。
- ㊨ 本件ブログの公開は、被告が表現の自由を正当に行使したものであって、これを封殺しようとするに等しい本件訴訟は不当なものと言わざるをえない。

<㊦ 原告第3準備書面（平成28年2月25日）>

- ㊦ 被告は、投稿目的は公益目的だと主張するので、この点について反論する。
- ㊦ 前訴において被告は、原告による「組織的パワハラ」が認定されなかった控訴審判決を受け入れている。
- ㊦ インターネットで紛争を蒸し返し、原告や在校生の不利益を予測しつつも、自己の主張のみ展開する投稿態様からは、公益目的というより、むしろ、高裁が自らの主張を認めなかったことに対する不満だけが読み取れる。
- ㊦ 自らの主張に必要不可欠とはいえない、執行部教員の顔写真を掲載するなど、「組織的パワハラ、アカハラ」を主張するには合理的範囲を超えた表現がある。
- ㊦ 全ページに、写真、「組織的パワハラ、モラハラ」を掲載することは、明らかに目的に対する合理性を欠いている。
- ㊦ かかる表現ぶりからしても、真摯性を欠く表現であり、不満、私憤を晴らす目的だと読み取れ、公益目的は否定される。

<㊦被告準備書面（2）（平成28年4月13日）>

- ㊦ 原告は、本件訴訟を提起し、損害賠償請求という圧力によって被告による正当な言論、意見・論評を封殺しようとしているのであるが、極めて不当である。大学という学術機関がこのような暴挙に出ることは断じて許されない。
- ㊦ 前件訴訟は「組織的パワハラ」という言葉を用いていないものの、その実は、原告による組織的パワハラを認めていることは明白である。原告は、原告の使用者である井形と池島が共同して被告に対して違法な加害行為をしたとする前件訴訟控訴審の判断を真摯に受け止めるべきである。
- ㊦ 大学という高等教育機関において未来ある若き学生を教育すべき教員が他の教員を排斥するために不当な嫌がらせをしている実態があることは由々しき問題であって、このような問題行為を教育界から一掃するためには現実を世間に知らしめる必要がある。被告としては、自分が受けたような苦しみを味わう教員が現れないようにしたいとの切なる思いから本件ブログを投稿することにしたのであって、その目的に公共性・公益性があることは明らかである。
- ㊦ 原告は、被告が執行部教員の顔写真を掲載したことにつき、『『組織的なパワハラ、アカハラ』を主張するには合理的範囲を超えた表現がある』と主張するが、氏名に加えて顔写真を掲載することがなぜ合理的範囲を超えた表現となるのか、意味が不

明である。執行部役員は自らの意思でインターネット上あちこちに顔写真を公開しているのであり、被告が顔写真を公開することに何ら問題はない。

- ⑥ 原告は「実際、このブログを見たとして、原告の事情につき監督官庁から問い合わせを受けたことはなく、公益に資する結果となっていない」と主張するが、なぜ、監督官庁から問い合わせがなければ公益に資するものではないことになるのかが全く不明である。

<㊦ 原告第4準備書面（平成28年7月11日）>

- ㊦ 従前主張のとおり、「組織的パワハラ」にかかる前提事実の反真实性、全ページに「組織的パワハラ」として教員の顔写真を掲載する書きぶりから判断される公益目的の不存在から、違法性阻却事由がない、違法な記事である。
- ⑥ 被告の準備書面によると「井形と池島」の行為をもって、「組織的パワハラを認めていることは明白」と主張しているように読めるが、それで良いのか確認されたい。
- ① 投稿目的は「書きぶり」などの投稿内容から認定するほかないところ、被告の書きぶりからは公益目的が認められないことは、既に主張のとおり。

(イ) 被告の主張する根拠

被告は、原告の主張を退けるに際し、被告準備書面（5）、（6）、（7）、および、

- ㊦ - ㊦ から ㊦ - ㊦ で、誠実に反論・主張している。

(ウ) 小括

被告が情報公開したホームページの目的は、公共性、公益性に適合するものと、強く主張する。

2. 結論

被告の元代理人は、平成28年7月13日の被告準備書面（4）で、井形らの故意による共同不法行為がなければ、特任教員として採用される高度の必然性があつたと主張、被告本人もそのように理解するが、前裁判の大阪高裁ではこの議論はなく、労使慣行の存在を最高裁で争う機会を被告が逸しているため、言及を控える。

原告の訴状および準備書面と被告の答弁書および準備書面をもとに、名誉権侵害、業務遂行兼侵害などの観点別に精査した、前述の1.（1）から（10）において、原告の主張を正当化する根拠がないことから、原告は訴訟を取り下げるべきである。

以上